令和元年度 第3回 飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会

議事録

書面決議

当初の開催予定日時:令和2年3月18日(水)14:15~

○令和2年3月13日付け31飛協第43-2号、飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会会長 久野時男発、委員各位あて文書

【文書概要】

令和2年3月18日(水)に予定しておりました「令和元年度第3回飛島村地域公共交通活性 化再生法定協議会」は、新型コロナウィルス感染症の感染拡大を防ぐため、会議の招集にかえて 書面により協議します。

資料をご確認の上、3月23日(月)までに書面決議書を返送くださるようお願いします。

1. 報告事項

(1)飛島公共交通バス利用実績について(資料1)

○事務局

名港線においては、前年度比3.7%程度で減少しており、平成28年度から減少傾向にあります。これは、現状で朝便を中心に飽和状態にあるものと考えています。

蟹江線は、前年度比4.7%程度で増加しており、一貫して増加傾向にあります。

2. 議事

議案第1号 飛島村地域公共交通計画(案)について

平成 27 年度に策定した地域公共交通網形成計画が令和元年度末をもって計画期間の終了を迎えるため、次期計画の策定を進めていました。これまでの本協議会におけるご議論を踏まえ、飛島村地域公共交通計画(案)を策定しましたので、この内容により令和2年4月1日から、パブリックコメントに付すことを予定しているものです。なお、策定時期が若干遅れたことに伴い、現計画の終期を令和2年5月末までとするものです。

資料をご覧いただき、承認又は非承認の決議をお願いいたします。

議案第2号 令和元年度飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会収支補正予算について 令和元年度の国庫補助金(地域間幹線系統確保維持費補助金)の額が確定したことにより、 支出のうち、当該補助金部分の運行委託費を減額するとともに、歳入のうち、飛島村からの補助金を減額するものです。

資料をご覧いただき、承認又は非承認の決議をお願いいたします。

議案第3号 令和2年度飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会事業計画及び収支予算 について

令和2年度の事業計画については、従来からの継続事業に加えて飛島公共交通バス(名港線・ 蟹江線)の増便を計画してまいります。 令和2年度の収支予算については、対前年度で比較すると、増便に伴う運行委託経費の増額 以外はほぼ前年度並の予算を計上しております。支出予算の増額については、村補助金により 措置する内容となっています。

資料をご覧いただき、承認又は非承認の決議をお願いいたします。

3. 議事に関する意見等について

いずれの報告事項又は議事におきましても、ご意見、ご質問等がございましたら「4.報告事項及び議事に関する意見等」欄に記載をお願いいたします。

なお、記載いただいた内容につきましては、後日、委員の皆様に送付させていただく予定 をしておりますことをご承知おきください。

4. 委員からの意見

議案第1号 飛島村地域公共交通計画(案)について

承認する(22名) 承認しない(0名)

※委員からの意見 (P52)

令和2年度の利用者一人当たりの財政支援額に135,359千円とあるが、令和2年度の 当初予算と一致していない。

※事務局の対応

令和2年度収支予算書(案)の補助金額のとおり、135,499千円に修正します。

※委員からの意見(P49)

本県では令和2年度にGTFS化勉強会の開催を予定しておりますので、参加をご検討ください。

※事務局の対応

積極的に参加させていただきます。

議案第2号 令和元年度収支補正予算書(案)について

承認する(22名) 承認しない(0名)

※委員からの意見(収入と支出の表)

「補正前・補正後・計」とあるが、「補正前・補正額・補正後」の表記が正しいのではないか。

※事務局の対応

「補正前・補正額・補正後」に修正します。

議案第3号 令和2年度事業計画(案)及び収支予算書(案)について

承認する(22名) 承認しない(0名)

※委員からの意見

なし

その他の意見等

※委員からの意見(感染拡大するコロナウィルスに対するBCP対応について)

今後、乗務員または利用者に罹患者が発生した場合、当社としても保健所の指示に従う こととなるが、これにより乗務不能者が増加し、乗務員不足によるバス事業の継続が困 難になることも予測されます。事前の対策として計画運休や間引き運行などの措置がと れる場合には、ご指示いただきたいですが、弊社側の事情で運行継続が不能となる場合 も考えられます。このあたりのご理解とご検討をお願いしたいと思います。

※事務局の対応

バス運行事業者におかれましては、新型コロナウィルス感染症予防に関して、国土交通省、厚生労働省通知および社内規定等に基づき、十分対策を取っていただいていると思います。

事業者の自主路線でなく公共交通である飛島バスの優先運行を望みますが、事情により 運行不能となる際は、その都度協議させていただきます。

※委員からの意見(その他)

当計画の今後の手続きについて (パブリックコメント、公表日など)

※事務局の対応

ご意見・ご指摘の該当箇所を修正のうえ、令和2年4月1日から4月30日まで村企画 課窓口および村ホームページにてパブリックコメントの手続きを行います。

パブリックコメント終了後、法定協でのご意見をふまえ公表の手続きを行い、令和2年 6月1日からの新計画となる予定です。

以上